

フィルム・アーカイブ論

On Film Archives

荻 昌 朗

Masaaki Ogui

Résumé

Generally speaking, "Film Library" means, in Japan, an organization which stocks films, mainly, for social and school educational purposes. But, in this paper, the author discusses film deposit libraries on national level. The term "Film Archive" is sometimes called cinémathèque, cinema museum or film archive, and they have almost same meaning.

The main purpose of such film archives is to preserve films and other related materials such as, film projectors, cameras, posters, still photos, and books and magazines on cinematography, etc. Therefore, they stand on the interdisciplinary field between the library and museum.

The film archives have many problems today, which have to be solved as soon as possible; for example, to collect many films before they are lost and scattered, to preserve color films before fading and to encourage international lending and exchange of films, etc.

はじめに

- I. フィルム・ライブラリーの種類
 - II. フィルム・アーカイブの任務
 - III. フィルム・アーカイブの施設
 - IV. フィルム・アーカイブにおける図書館的業務
 - V. 国立フィルム・センター
 - VI. 英国のフィルム・アーカイブ
- おわりに

はじめに

テレビジョンの出現によって、映画は衰退期に入ったという。事実、劇場用映画に関する限り、観客動員数は

ひたすら下降の一途をたどっている。

しかし、テレビジョンの出現は、それまで映画を観ることのすくなかった人達にも映像情報に接触する機会をもたらし、国民の動的映像接触時間数は驚異的に増大し

荻 昌朗：日本放送協会資料センター

Masaaki Ogui, Library Center, Japan Broadcasting Corp. (NHK)

ている。

また、映画そのものも劇場用娯楽映画は別として、視聴覚教育の素材、ニュースをはじめとするTV映画、そして学術研究や科学技術分野における記録媒体として、積極的な利用の道がひらけて来ている。

ところで、映画はその特性上図書と異なり、個人的に所有して随時観ると言うことが不可能であり、その隘路を補なうものとしてフィルム・ライブラリーが存在した。

しかしながら、従来のフィルム・ライブラリーは、映画による映像情報を、同時代の人々に横系列で伝達すること、および、学校教育や社会教育の補助的手段として、視聴覚教材資料のライブラリーに傾斜していた。

従来の図書館学あるいは図書館学教育における扱いを見ても、そのことは明確に認識できる。

本論は、現代文化を映像情報として記録した映画フィルム及び電子的メディアを、一方では世代間を越えた縦系列に伝達・継承するための保存機能と、一方ではより広い領域の映像情報を一般大衆及び特定の利用者に提供する機能を併せ持つ国家レベルのフィルム・ライブラリーを採り上げ、その基本的性格、施設、運用を追求した。

I. フィルム・ライブラリーの種類

従来の図書館学において、フィルム・ライブラリーということとは、もっぱら視聴覚教育の素材としてフィルムを採り上げ、それらの収集、保管、利用を研究することが主体であった。

本章においては、より広範な立場からフィルム・ライブラリーを見直し、各種のフィルム・ライブラリーのうちで、とくに保存と研究を主体にした国家レベルでのそれを検討しようとする。

「図書館学・書誌学辞典」¹⁾ においては、

“フィルムぶんこ (フィルム文庫)

英) film library

仏) filmothèque: cinémathèque

独) Filmsammlung

露) фильмотека

1. 映画フィルムのほか各種のフィルムを集めて保存する図書館。フィルムストリップ図書館と同義。2. 印刷本または写本等をフィルム化したものを多量に持った図書館。”

とあり、フィルム文庫をその機能や目的から分析することは行っていない。

これに対して、世界大百科事典²⁾ においては、下記の

とおり説明されている。

“フィルム・ライブラリー Film library 映画図書館の意味、(1) 特定の映画を収集して、その保存や研究に資する施設。(2) 各種の映画を収蔵してそれを一般の利用者に貸し出す施設。(3) 教育映画を購入保管して学校教育や社会教育における映画の利用を円滑にするための施設。だいたいこの3つに分けられる。実際的には視聴覚教育の用語として第3の意味で使われることが多い。ただし、この場合は、映画以外の視聴覚教材を包含するので、普通く視聴覚ライブラリーと呼ばれている。これには地方公共団体が設けるものと、利用者の共同組織によるものがあるが、いずれも教育上きわめて有効な手段である映画が、経費や便宜の点で容易に利用できない難点を打開するために、必要な映画を手近なところに常備して関係者が自由に利用できるようにすることを重点としている。(以下略)”
この説明の前段では、フィルム・ライブラリーを、

- (1) 特定映画の保存、研究用
- (2) 各種映画の一般貸出用
- (3) 学校教育、社会教育用

の3種に分けているが、実際的には視聴覚教育の用語として第3の意味で使われることが多い、として、第1、第2のライブラリーは殆んど無視されている。

また、図書館ハンドブック³⁾ も、以下のとおりほぼ同様の説明に終始している。

“視聴覚ライブラリー

日本の図書館における視聴覚ライブラリーは、戦後から始まったのであるが、既設の図書館に設置されたものには変則的なものも多く、新設された数少ない図書館に本来の視聴覚ライブラリーの姿を見ることができるようである。しかし新しい時代の図書館としては、視聴覚ライブラリーは不可欠のものになっている。(中略)

図書館における視聴覚ライブラリーのほかに、(1) 独立した施設 (2) 教育庁内の一施設 (3) 公民館・学校などの一施設として設置されているものがあり、その対象とするところも (1) 学校教育用 (2) 社会教育用 (3) 学校・社会教育兼用のものなど、設置条件によって分れているものがある。(以下略)”

図書館ハンドブックにおいては、フィルム・ライブラリーという名称を用いず、視聴覚ライブラリーに終始しているが、内容的には教育目的の域を出ない。

これに対して、筆者自身は以下のとおりに考える。

- (1) 学校教育用・社会教育用を目的とした、いわゆる「視聴覚ライブラリー」
- (2) 映画会社、TV局など映画製作企業およびその他の組織に付属した「スペシャル・フィルム・ライブラリー」
- (3) 国家レベルで各種の映画フィルムを収集して次代に継承するための「ナショナル・フィルム・ライブラリー」、ただし、前記2者との混同をさけるため「フィルム・アーカイブ」と略称する。

第1の「視聴覚ライブラリー」については、既に各方面で論じられているので、ここでは説明を省略する。より詳しい解説は、「視聴覚ライブラリー（図書館の仕事シリーズ21）」¹⁾を参考にされたい。

第2の「スペシャル・フィルム・ライブラリー」は、2種に分けて考えるべきである。

その第1は、大手、独立系を問わず映画製作者やテレビジョン局など自ら上映し、または販売することを目的とした映画製作者が、完成作品およびカット・フィルムを保存する施設である。再現不能または撮影困難なシーンを製作者間で売買することはあっても、一般大衆に対して貸し出したりは上映サービスすることを目的としたライブラリーではないが、目録や索引の作成など図書館学上の知識や技能を必要とする。

第2は、みずから直接に製作することはないにしても、教育、研究または事業目的の普及のために、製作を企画しまたは特定の映画を収集・保存して上映サービスを行なうライブラリーである。性格的には(1)の「視聴覚ライブラリー」に近いが、映画の主題が限定されたり、サービスの対象者が研究者や従業員など比較的限定された層に属するので「スペシャル・フィルム・ライブラリー」に分類した。国際的な組織を持つ「エンサイクロペディア・シネマトグラフィカ」の日本アーカイブズ⁵⁾や鋼材倶楽部のフィルム・ライブラリーがこのタイプに属する。EC日本アーカイブズの閲覧規定(注1)によれば、閲覧の目的は、原則として大学またはそれに準ずる研究機関が行なう学術研究に限られ、閲覧場所はアーカイブズの映写室に限られる。また、ECに対するフィルムの寄託(注2)も、テーマ(カテゴリー)や技法について厳格な規定にもとづいて製作されたものであることが要求されている。

鋼材倶楽部フィルム・ライブラリーは前者に較べて遙かに開放的であるが、ライブラリーの運営やフィルムの収集・製作については、それぞれ、フィルム・ライブラリー運営委員会や映画製作小委員会を設け、ライブラリ

ー活動の活発化と保管資料の内容的充実をはかっている。

第3の「フィルム・アーカイブ」は、所蔵映画の上映サービスももちろんながら、現代文化を映像として後世に継承することを目的とするものであり、世界各国の例を見ても、国家自身または国家の大幅な援助をもとにその運営が行なわれている。

以下、本論において述べようとするのは、このフィルム・アーカイブについてである。

II. フィルム・アーカイブの任務

1974年秋のユネスコ第18回総会は、動的映像 moving images の組織的な保存について、一つの決議を行なった。その決議文の中から主な部分を抜粋して紹介する。⁷⁾

1. 動的映像は、現代における文化的創造物のなかのひとつとも創造的な分野のひとつである。
2. 最近の技術革新は、動的映像の伝達にあたらしい道を開くと共に、将来の文化の発達に一層大きな役割を果すことが予見されるようになった。
3. しかしながら一方においては、個人、諸団体、フィルム・ライブラリー、博物館などの努力にもかかわらず、貴重な文化的遺産が失われて行くことを防止できなかった。
4. また、最近におけるテレビジョンの発達が、人類の将来に新しい段階をもたらすものであることを再認識する。
5. 上記各項目の結論として、ユネスコは関連非政府機関、政府機関と協力して
 - a. 動的映像の滅失に関する基本的な調査を行ない、
 - b. 保存、保護について国際的な文書(条約、勧告書など)の作成を検討し、
 - c. ユネスコの活動計画のなかに、動的映像の保存に関する件を追加することを検討する。

この決議文に見られるとおり、動的映像の保存ということは、現代文化を後世に継承するための重要な手段のひとつであり、先進諸国においては、既にそのための施設が設けられて、収集・保存の活発な活動が行なわれている。

この種のフィルム・アーカイブの特長とするところは、‘映画を文化財として、また社会風俗の資料として、古今東西にわたって出来る限り多く収集・保存する大がかりな文化施設’であると共に、その保存資料が、

- a. 映画フィルムにとどまらず

- b. 撮影機, 映写機, その他の映画関連機材
- c. 映画製作のためのシナリオや撮影台本
- d. 宣伝用のポスターやステル写真
- e. 映画関係の図書, 雑誌, 文献

と多種類にわたり, 博物館的, 研究的な任務と性格が強くなっていることである。^{8),9),10)}

世界各国のフィルム・アーカイブは別表1に示すとおりであるが, その名称として, フィルム・ライブラリーをはじめ, フィルム・アーカイブ, シネマとビブリオテークの合成語であるシネマテークの他に, オーストラリア, デンマーク, イギリス, オランダなどで, 博物館に相当する名称を冠したフィルム・アーカイブが見受けられるのも, このライブラリーの性格を現わすものであろう。

卒直に言って, フィルム・アーカイブは, 純粋なライブラリーというよりは, 博物館とライブラリーの境界領域上の存在と称する方が, より正確であろう。

日本におけるフィルム・アーカイブとしては, 「国立近代美術館フィルム・センター」と「京都府立フィルム・ライブラリー」があり, 前者は近代美術館に併設されたこともあって博物館法の適用を受けている。

フィルム・アーカイブが, かりに博物館であるとしても, フィルムの収集, 受け入れ, 目録および索引の作成, 検索, 提供, 著作権処理の面においては, 図書館の技法を無視することはできない。

ことに, ユネスコの決議が実現の段階にいたれば, フィルムの国際的な交換や相互貸し出し, 国際的な総合目録の編成のためにも, 目録や索引法の標準化が必要であり, 図書館学の知識に期待する点はすくなくない。

フィルム・アーカイブの最終目的が, 文化遺産として映画を継承するものであるとしても, 現在の世代に対するサービスを無視するものであってはならない。私見によれば, サービスの内容は以下のとおりである。

フィルム・アーカイブのサービス

1. 上映サービス
 - a. 一般大衆に対する上映サービス
 - b. 映画研究者に対する映写サービス
 - c. 一般研究者に対する映写サービス
2. 抜き焼きサービス
3. 保存受託
4. 映画の国際交流

フィルム・アーカイブの保存資料のうち, 機材, ポスター, コンテなどの展示資料, シナリオ, 図書などの文献資料に関するサービスは省略し, フィルムのサービス

に限定して私見を述べる。

映画フィルムは, 図書, 雑誌などの活字メディアと異なり, 大量に印刷, 市販されて個人の手に入り得るものではない。劇映画を主体とする劇場用映画はその上映期間を終えたならば, 何時訪れるか分からない次の上映機会を待つ以外にないし, 非劇場用映画にいたっては, その存在を知ること自体が容易ではない。

その欠陥を補うものが, 各種のフィルム・ライブラリーである。もちろん, フィルム・ライブラリーであっても, 何時でも誰にでも自由にという訳には行かないが, 映画を観る機会が増えることだけは確かである。

A. 上映サービス

1. 一般大衆に対する上映サービス

フィルム・アーカイブの行なう上映サービスのうち, 最も馴染みの深いものは, 内外の特定監督の作品や特定俳優の作品を集めて行なう上映サービスであろう。あるいは, フランス名画週間というような名称で, 特定の国の古今の名作を集めた上映サービスも行なわれる。

2. 映画研究者に対する映写サービス

シネマテーク・フランセーズの事実上の創設者といわれるアンリ・ラングロアは,

シネマテークの目的は, 将来のすぐれた映画人を育てることにある。シネマテークは一般の観客を喜ばせるためにあるのではない。現在5,000人の一般観客を相手とするより, 50人の有能な青年を相手とする方が, シネマテークの意味にかなっている。何よりも映画に対する知的風土をつくり出すことが大切だ。

と断言している。¹¹⁾ 殆んど独力で膨大な映画を収集し, 今日のシネマテーク・フランセーズの不滅の基礎を築き上げたラングロアにしてはじめて豪語できることであり, いささか偏狭固陋の感がしないわけでもない。だがこれも一つの見識というものであろう。

フィルム・アーカイブの多くは, 映画研究者にとってはアーカイブというよりも, 研究所であり, それはそれで十分に意味のあることである。

3. その他の研究者に対する映写サービス

映画関連機材の発達と普及によって, 研究開発の状況やもろもろの事象を映像情報として把握し, 記録することが定着して来た。一方, 研究開発を進める側に立っても, とくに視覚的な対象の場合には, 数多くの文献を読むよりも1巻の映画を観る方が遙かに効率的な場合が少なくない。

フィルム・アーカイブは, 多種多様な収蔵フィルムの

中から研究者の要求に適合するフィルムを映写してサービスすることもその任務の一部とするものである。

映画研究者及びその他の研究者に対しては、一般大衆のように上映用のホールにおいてではなく、小人数用または個人用の映写室で映写機またはフィルム・ビューアを用いてサービスする。

B. 抜き焼きサービス

映画製作者が新作映画の中に、たとえば季節外の風景や遠い過去の出来ごとのシーンを挿入する必要が生じ、もしそれらのシーンの再現が不可能な場合には、既存のフィルムの中からそのシーンを見付け出してインサートしなければならない。

フィルム・アーカイブは所蔵フィルムの中から製作者の要求に適合したフィルムを検索し、必要な場面を抜き焼きして提供する機能も持つことが望ましい。この場合にはいうまでもなく原映画製作者の著作権を確認し、しかるべき処置を講じることが必要である。

C. 保存受託（寄託）

既に述べたユネスコの決議文にもあるとおり、過去において製作された映画の少なからぬものが、管理不十分のために散逸・紛失し、劣化・消滅して、ふたたびわれわれの手に戻って来ない。

内田吐夢監督の名作「土」が、東ドイツ国立フィルム・アルヒーフの所蔵映画の中から発見され、破損ヶ所を修理復元されたうえで寄贈されたことは知る人ぞ知る事実である。

最近の映画製作者は、映画の持つ文化財的な価値を認識し、最大限の努力を払って保存しようとする意欲に燃えている。

しかしながら、映画フィルムの大部分がカラー化するにいたり、かつてのナイトレイト・フィルムのように自然発火、爆発の恐れはなくなったけれども、保存条件が不完全な場合には色彩の変色や褪色の問題が生じて来た。これに対しては、3原色に分解したうえで3本の銀塩フィルムで保存するテクニカラー方式、あるいは -10°C 、30% R. H. の保管庫に凍結保存する方法があるが、経済的に高価につくため大手映画社でさえ、その負担に応じ切れないのが実情である。

もしフィルム・アーカイブが理想的環境条件の保存庫を設置し、映画製作者の依頼に応じて保存受託に乗り出すならば、その効率をはかり知れないものがある。

ブリティッシュ・フィルム・インスティテュートやシネマテーク・フランセーズの例を見るまでもなく、アー

カイブの側が保存について信頼されているならば、フィルムの寄託は期せずして激増するはずである。

D. 国際交流

フィルム・アーカイブにとっては、自国のすぐれた映画を外国に紹介し、外国のすぐれた映画を自国民に紹介することもその任務の一つである。

わがフィルム・センターが、1975年度中に行なった外国映画の特別上映は、「エリザベス女王御訪日記念英国映画の史的展望」（5月15日から8月30日までの間に65本）、「フランス映画を創った人たち—第2期」（11月19日から1月24日までの間に32本）の2回であり、このほか外国映画の上映は31本に及んでいる。

また、フィルム・センターが直接にはないが、同センターの実質的な後援団体であるフィルム・ライブラリー協議会が、諸外国のフィルム・ライブラリーにおける日本映画特集上映への協力、日本映画収集への協力、来日映画人の研究援助を行なっている。

諸外国における日本映画特集上映の例としては、「映画で見る日本の歴史」（イギリス、フランス、カナダ、アメリカを巡回上映）、「現代日本映画特集」（オーストラリア、ニュージーランド、西ドイツを巡回上映）の他、「映画に見る日本の女性」、「小津安二郎全作品上映」（ロンドン）、その他がある。

諸外国との映画交換は、両国民の相互理解を促進し、ひいては世界平和へ通じる最も基本的な路線であって、交換映画祭のような行事及び所蔵フィルムの交換などは今後ますます活発化して欲しいものである。問題はわが国のフィルム・ライブラリーが、その積極化に応じられるだけの経済的、人力的、資料的な裏付けを与えられているか否かにあり、個人的観測ながら文化行政の貧困の故もあって、前途ますます多難と感ぜないではられない。

III. フィルム・アーカイブの施設

フィルム・アーカイブの施設を述べるに当たって、先ず第1に語らなければならないことは、本部の建物は交通便利な市街地に、保存庫は市街地を遠く離れた郊外に設けられることが理想だということである。

ここでいう本部とは、上映サービスのためのホール（座席数300～500席）、小人数用の映写室、映画関連機材やポスター等の展示室、図書、文献類の書庫、閲覧室、それに事務部門などの付属機能をいう。

既に述べたとおり、フィルム・アーカイブは博物館的

な要素が強いので、参考迄に博物館としての施設を簡単に紹介しておく。

「公立博物館の設置及び運営に関する基準（文部省告示第164号、昭48.11.30）」の第4条によれば、

都道府県及び地方自治法第252条の19第I項の指定都市の設置する博物館には、次の表に掲げる事項に必要な施設及び設備を備えるものとする。

事 項	施 設 及 び 設 備
資料の保管	収蔵庫、技術室、作業室、荷解き室、消毒設備、集約収蔵設備等
資料の展示	展示室、準備室、視聴覚機器、展示用機器、照明設備等
資料に関する集会 その他の教育活動	集会室、図書室、研究室、会議室、視聴覚機器、巡回展示用運搬自動車、教育研究用自動車、資料貸出用設備等
資料に関する調査 及び研究	図書室、研究室、実験室、作業室、実験設備等
利用者の休憩及び 安全	休憩室、救護室等
事務の管理	事務室、宿直室等

第II項、第III項、省略

IV. 博物館には、資料を保全するため、必要に応じて、耐火、耐震、防虫害、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止に必要な設備を備えるように務めるものとする。

フィルム・アーカイブの施設及び設備のうち、図書館的な部分およびフィルム以外の展示資料に関する博物館的な部分については省略し、フィルム映写設備の一部と保存に重点を置いて述べることとする。

一般大衆用の上映ホールは、快適であるに越したことはないが、商業的な映画館ではないことをアーカイブの側も観覧者の側も明確に認識しておくべきであろう。収容人員も多人数であれば公共サービスの上からは結構であるが、建築費、維持費が増大して運用上の障害になり得るし、映画館に対する圧迫にもなり兼ねない。400人前後を妥当とする絶対的な基準がある訳ではないが、各

国の状況などから一応の収容人員数を挙げて見た。

研究者などに対する小人数用の映写室では、必ずしも映写機やスクリーンを準備する必要はない。むしろ、フィルムを停止して見たり、前進、後退して見たりすることが自由なビューアの方が便利であろう。同時に、映写中に必要な事項をメモするための小型の台や手元の照明燈の準備が必要であろう。

なお、100人以内のグループの映写（視聴覚教育、集団的研究）のために、手元照明燈つきの小映写ホールを併設されることが望ましい。

映画フィルムは一旦消滅すると復元不可能な文化財である。しかも、1950年ごろまで使用されたナイトレイト・フィルムは、新しい生フィルムの発火温度が約130°C、壊変が進むに従って低下し、実験では41°Cでも発火したことがあるという。発火防止のためには、理想的には2°C±2°Cの温度下に冷却保存し、壊変の進行を最低限に制約すると共に、僅かずつでも発生する硝酸ガスを排出するための換気に務めなければならない。

湿気は硝酸ガスによって起る壊変を促進するが、逆に乾燥はベースの縮みともろさを引き起す。最も好ましい保存湿度は50%±10%である。

これに対して、現在用いられている酢酸ベースのフィルムの発火点は370°Cであり、保存中に自己発火の危険性は全くない。ただし感光面のゼラチンは、理想に近い菌類の栄養素であるから、その発生、成長を抑制するためには、できるだけ低温15°C前後で、60%RHを越えない条件が必要である。

また、石炭、石油の燃焼によって生じる大気汚染も、フィルムの保存に対しては甚だ有害な影響を持ち、長い間には甚大な危険となる。

以上のような条件を勘案し、理想的な保存庫の条件を示すとつぎのとおりである。

- 湿気はフィルムの大敵であるから、立地条件としては海岸から30キロ以上離れた乾燥地であること。
- 周辺の災害の影響を受けず、万一の場合周辺に災害を及ぼさないため、周囲には十分な空地をとること。
- 建物は耐火ブロック建てとし、厚さ30センチ以上の防火壁と鉄の防火扉で小部屋にしきり、万一の場合でも災害がその小部屋一つにとどまるようにすること。
- 樹木その他でできるだけ日光の直射をさえぎり、建物の外側は白く塗ること。

- e. 一年中 13°C~18°C の温度を保ち、湿度の極端な上下なしに、空気が徐々にかわるようにすること。
- f. 発火に対する自動的な撒水装置や警報装置を備えることはもちろん、万一火災の場合、爆風が容易に上部に吹き逃げるように屋根を軽くすること。

フランス、イギリス、東独、ソ連等いずれの国においてもアーカイブの本部は市中に、保存庫は数10キロの郊外に設けて、以上の条件に合致させている。わが国立フィルム・センターは都心の京橋に保存庫を併設している。保管数が少い故もあろうが、可及的速かに郊外に移転を望むものである。

なお、各国とも可燃性の硝酸フィルムは難燃性の酢酸フィルムにリプリントしつつあるが、その保管量が膨大なこと、経済的な条件があること、リプリントでは画質の低下をまぬかれないこともあって、依然として、しかし安全に可燃性フィルムも保存されている。

さて、酢酸フィルムの出現によって自然発火の危険性から逃れることはできたが、あらたに発生したのが、カラー・フィルムの変色および褪色の問題である。極端にいうならば、現像が終わった時点から、すでに変・褪色の進行が開始していると考えなければならない。また現時点では、それを防止する絶対的な方法も開発されていない。

現在のところ、変・褪色の進行を喰い止めるためには、-10°C、30%RH の保存条件が最も有効であろうと考えられている。日本の常温・常湿下では、3年程度で既に顕著な変・褪色が観察できる。

フィルム保存庫の付属設備としては、以下のとおりである。

a. フィルム検査室

受け入れフィルム及び返却フィルムを点検し破損の有無などを検査する。

b. 化学検査室

フィルムのベースおよびエマルジョンの化学的な変化を定期的に検査し、危険なフィルムはプリントを起す手配をする。

c. 修理室

パーフォレーション(穴目)の破損、簡単なスクラッチ(擦り傷)で修理可能なものは修理する。

d. プリント及び現像室

フィルムのコピーのプリント及び現像を行なう。

e. 研究室及び実験設備

フィルムに関する物理的・化学的研究及びそれに伴

なう実験を行なう。

f. 温度・湿度調整室及び換気設備

可燃性フィルム、難燃性白黒フィルム、カラー・フィルムの各保存庫をそれぞれの最適保存条件に維持するよう温湿度調節、換気を行なう。

なお、フィルムの搬出入に当っては外気との急激な変化を防止するため、10時間程度かけてバランスをとる設備を設ける。

IV. フィルム・アーカイブにおける 図書館的業務

フィルム・アーカイブにおける各種業務のうち、映画フィルムの収集、受け入れ、目録及び索引作成、検索、上映番組の作成、上映サービスなどは、図書館学分野に属するものであり、今後、国内的、国際的なアーカイブ活動の活発化に伴って、一層重要化して来る分野である。

A. 収集と選択

図書館的業務のうち、映画フィルムの収集は極めて困難な業務の1つであろう。

映画産業が国有またはそれに近い形の社会主義体制の国においては、製作された映画が自動的にアーカイブに収集されるシステムを作ることは容易である。

映画産業が私企業である自由主義経済の国においては、図書における納本制度のように製作された映画の納入を義務化することは全く困難である。なぜならば、映画フィルムは通常図書のように大量にプリントされ、市販されることはないし、1本の単価も図書に較べれば極めて高価である。同時に、恒久保存と上映サービスという両面の使命を持つフィルム・アーカイブにとっては、保存用ネガティブとサービス用ポジティブの両方を確保しておくことが必要である。

その意味においては、完備した保存体制を持つ BFI (British Film Institute) や、創設者アンリ・ラングロア氏が絶大な信用を持つシネマテーク・フランセーズにおいては、映画製作者の側から進んでフィルムを預託すると同時に、アーカイブに対して上映用ポジティブをプリントすることを認めている。しかし、残念ながらわが国においては到底その段階までいたっていない。

幸なことに、劇場用映画については新作の把握も容易であり、製作者の側においても保存の意欲が高まって来たために、積極的に納入に協力する姿勢が定着して来た。

これに対して、大学などの学術団体や研究所などにおいて、メモ代りに撮影して来た記録映画は、本来一般公開を目的としたものでないだけに、内容的にどれだけ価値が高いものであっても収集対象として発見把握することはほとんど不可能に近い。しかも、やがては管理不十分のために画質の低下を来したり、散逸、紛失してしまう恐れが濃厚である。

幸なことに、撮影された映画フィルムは必ず専門的な現像所の門をくぐらなければならない。貴重な記録映画であれば撮影もおそらくは専門のカメラマンの手によることであろう。

フィルム・アーカイブは、すべての映画関連の会社・機関・組織に呼びかけてアーカイブの存在と収集・寄託に対する積極的な協力を依頼しておくべきである。そうすることによって、たとえ公開を目的として撮影されたものでないにせよ、埋もれてしまう映画の何10%かは発掘収集することができるであろう。

もちろん、撮影されたフィルムには著作権が存在し、時には企業秘密に属する内容が撮影されている場合もある。フィルム上に存在する私的権利は、十分かつ完全に保護されなくてはならない。

フィルムの劣化が理想的に防止され、私的権利が完全に保護されることによって、はじめてフィルム・アーカイブに対する信望が高まり十分な収集が可能になるのである。

その一方において、収集量の増大ということは運営費の膨脹と保管庫の狭溢化を招くことになる。無限に増えつづけるフィルムは、やがてアーカイブの破たんを招くことにもなりかねない。永久保存に指定されるフィルムには当然なんらかの審査が加えられるべきである。

審査のためになんらかの基準を設定することは果して可能であろうか。

今日的な価値観が、40年、50年の将来においてなお、妥当性をもって存在し得ることであろうか。

たとえば、1920年代においてまことにありふれた現象であった畜耕、牛や馬に鋤をひかせて田畑を耕す農作業は、今日ではほとんど撮影不可能なシーンの1つである。羅宇屋の屋台車も今日の東京で果して1台動いているかどうか。クリスマス・イブの銀座を埋めつくした狂態も、将来永久に再現しないであろう。

社会風俗、生活、生産様式、その他あらゆる分野にわたって消えて行こうとする現象は余りにも多く、気がついた時には最早やとり返しつかないものが少なくない。

本来のいうならば、撮影された事物・事象に対する価値判断や利用は、それを継承した将来の世代が、その時代の状況の中で行なうべきことであって、今日的な観点で行なうべきことではない。

完成された映画ばかりではなく、未編集のフィルムや断片であっても構わない。ひたすらに保存に努めることが当代の責任である。

収集されたフィルムに対して、あえて永久保存の審査を行なわなければならないとしたならば

- a. 文書、写真、絵画・図面その他の方法によって継承可能なものは対象にしない
- b. 同一の事象・事物を重複して保存しない
- c. 再編集によって短縮可能な映画は短縮する

といった基準でも設定せざるを得ないであろう。

幸にして、動的映像を記録する技術は急速に進歩して来た。ビデオテープ、EVR (Electronic Video Recording) など電子的方式によるメディアは、自然劣化に対する保存性においても、使用に対する耐耗性においても、遙かにフィルムをしのいでいる。

同時に高密度性においても極めてすぐれた特性を示し、EVRにいたっては、8ミリの無孔白黒フィルムで、カラー映像の記録が可能である。35ミリ・フィルムをEVRにリプリントすれば、体積において、15分の1に縮小可能である。

永久保存フィルムの審査基準の設定に当たっては、これら技術革新の成果をも考慮に入れるべきである。

B. 目録及び索引の作成

フィルム・アーカイブが保存するすべての映画について、それぞれなるべく詳細な目録を作成しなければならぬことはいうまでもないが、未編集のフィルムや断片であってもなんらかの目録を作成する必要があるであろう。

フィルムは通常、図書のように主題別の分類配架は行なわれず、受入順に配架されること、利用者の要求するシーンが含まれているかどうかを簡単に調べることができないことなどを考慮して、目録の作成が行なわれなければならない。

また、フィルム・アーカイブはその性格が保存ライブラリーであると同時に研究ライブラリーであることも、目録設計上考慮しておかねばならない重要な事項である。

目録規則としては、「日本目録規則」、「英米目録規則」、ユネスコの「教育、科学及び文化映画の国際目録規則」¹²⁾ およびユネスコの関連機関である IFTC (International

Film and Television Council) の「IFTC 目録規則」¹³⁾ などがある。

国際的な条件も考慮して、標準的な目録の様式は以下のとおりである。¹⁴⁾

- 1) 標 題
自国で封切りされたタイトルによるが、輸入映画の場合には、オリジナル・タイトルを付す。シリーズもの場合は、シリーズのタイトルも。
- 2) 製作会社名及びスポンサー名
- 3) 完成(封切)年月日
- 4) 原 語
- 5) フィルムの長さ
映写映間で記入する。
- 6) 映写速度(必要に応じ)
24コマ/秒の場合には記入の必要はない。
- 7) 音声の種類
サイレントの場合は「サイレント」と記入。磁気録音のフィルムが別にあるときは「sepmag」と記入。画面の横に磁気録音されているときは「commag」と記入。無記入は、光学式サウンド・トラックを意味する。
- 8) フィルムの幅
- 9) 色 彩
できれば、カラー処理の方法も。無記入は白黒を意味する。
- 10) アニメーション (cartoon film)
無記入の場合は、実写を意味する。
- 11) ワイド・スクリーン
できれば、光学的な方式も記入。無記入は通常のサイズを意味する。
- 12) マグネトスコープまたはキネスコープ
画面が磁気録画によった場合は「マグネトスコープ」、キネスコピック(テレビジョンのブラウン管からの録画)によった場合は「キネスコープ」と記入。無記入は通常の撮影方式を意味する。
- 13) 製作スタッフの主要な者
必要に応じ。通常はディレクター。
- 14) 要 約
20 語を越えない範囲で(日本語で記入の場合は、80~100 字以内)
- 15) UDC の分類番号
UDC の分類番号を 3 桁以内で、必要な個数だけ記入する。
- 16) 登録番号

登録番号の最初の 2 桁は受入年を、ハイフンの後はその年の受入番号を意味する。たとえば、61-149 は、1961 年の 149 番目に受け入れたフィルムの登録番号である。

17) 目録作成機関の名称と所在地

以上は、International Rules for the Cataloguing of Educational, Scientific and Cultural Films and Filmstrips に拠った。劇映画については、英米目録規則などを参照にすることが奨められる。

フィルム・アーカイブは劇映画以外に、各種の映画を保存するので、冊子体目録を発行するに当ってはカテゴリー別にした方が便利である。参考として、IFTC のカテゴリーを述べておく。¹⁵⁾

劇映画
記録映画
産業映画
科学映画
教育映画
観光映画
民族学映画
美術映画
実験映画または詩的映画
広告映画
ニュース映画

目録の記入事項は、カテゴリーによってそれぞれ精粗、省略あるいは追加する事項があろう。

東ドイツの国立フィルム・アーカイブでは、技術的な必要性から、物理的、化学的な状態、修理状況、プリントの年月日、貸出及び返却年月日等を記入するカードもフィルム 1 巻ごとに備え付けてある。¹⁶⁾

今後、映像情報に対する需要が増大すること、特殊な研究者の利用が増大することを考えると、個々のフィルムを試写したうえで内容分析を行ない、主題索引を作成しておくことが必要になろう。

BFI では、とりあえず戦後のドキュメンタリー・フィルム、ニュース・フィルムを対象にして、事項、地名、人名の索引カードを作成しており、当然のことながらどの作品の、何メートルから何メートルまで、というふうなカードに記載されているという。

フィルム上の視覚的な情報を、索引カードのうえでは言語的に表現しなければならぬのであるから、索引作成者には相当な知識が要求されることになる。

もちろん、ナレーションのついたフィルムならば解説

を、参考資料が添付されていればそれらも参考にしながら、索引を作るわけであるが、映像の言語転換は机の上で考える程には簡単でない。

たとえば、単に「猿」とするか「日本猿」あるいは「台湾猿」にするかによって、索引に対する信頼度は異なってくるが、もし解説がないとすれば索引者は日本猿と台湾猿の区別ができる者でなければならない。

科学技術文献の索引作成に専門家が必要のように、フィルムの索引作成にも当然専門家があてられるべきであろう。

また、被写体の状態をカード上に細かく記述するよりは、その1コマを写真として貼付してある方が遙かに効率的である。技術的な解決策の開発がまたれる。

フィルム・アーカイブの国際的な交流が推進されるにしたがって、目録および索引の標準化が必要になって来る。同時に、コンピューターを利用した機械編集や、さらには目録または索引テープの配付ということも当然生じて来る。すでに、IFTCにおいて一部行なわれていることであるが、わが国としても当然その研究しておくべきであろう。

C. 上映番組の作成

わがフィルム・センターは、日曜・祭日は休館で、毎日午後3時と6時15分の2回、公開映写サービスを行なっている。

1975年4月から76年3月の間の上映番組は以下のとおりである。

- a. 収蔵映画未公開作品の上映～戦前の時代劇を集めて～4月1日から30日 22本
- b. エリザベス女王御訪日記念～英国映画の史的展望～5月15日から8月30日 77本うち再上映分は12本
- c. 特集～逝ける映画人を偲んで～9月9日から10月15日 日本人9本4人、外国人15本13人
- d. 昭和50年度（第30回記念）芸術祭協賛～芸術祭大賞映画の回顧～10月16日から11月17日 29本
- e. フランス映画を創った人たち～第2期～11月19日から1月24日 32本
- f. 小津安二郎監督特集 1月29日から3月30日 34本
- g. 土曜特集～映画史上の名作～ 毎土曜、29本（うち邦画17本）

フィルム・センターでは、商業映画館のように興業成績（収入）を心配しなくてもよい代りに、特集番組を計画し、日替りに作品を組んで行かなくてはならない。

おそらく3度の食事よりも映画の好きな人がそろって

いるのであろうが、沢山の作品の中から特集の趣旨にふさわしい映画を選定し、上映の順番を決め、解説を執筆するとなれば、客観的な正当さを維持するためにも、個人の関心や知識と共に、しかるべき情報が保管され、それを自由に駆使できるシステムと能力が要求される。

V. 国立フィルム・センター

わが国のフィルム・アーカイブの正式名称は、「東京国立近代美術館フィルム・センター」で、その名の示すとおり国立近代美術館の1部門である。

1952年、京橋にあった日活本社が日比谷に移転した後土地建物を文部省が買入れて、同年12月1日、国立近代美術館として開館。その事業の一部として、フィルム・ライブラリーが設けられた。その後、1969年に近代美術館が北の丸公園に新築移転した後、1970年京橋のビルディングはフィルム・センターとして独立した。沿革の概略は以下のとおりである。

1952. 東京国立近代美術館設立。内部機構として、フィルム・ライブラリーを置く。フィルム購入費30万円。週1～2回美術映画上映。
1953. フィルム購入費150万円に。
1962. フランスのマルロー文化相来日の際、シネマテーク・フランセーズから送られた155本の映画で、「フランス映画の回顧上映」（8月から12月）を行なう。この年、購入費750万円。
1963. フィルム・ライブラリーから送った131本の映画で、フランスにおいて「日本映画の回顧上映」。
1967. 米国議会図書館から「接収映画」の返還はじまる。
1968. 「返還映画特集・第一期」8月から12月まで。所蔵フィルム 劇映画100本、記録文化映画400本、ニュース映画500本、職員数8名。
1970. フィルム・センターと改称。京橋に独立のビルを持つ。
1975. この年の現状概略
 所蔵映画数
 長編劇映画 2,000本
 記録文化映画及びニュース映画 6,000本
 職員数 11名（主幹1, 研究員3, 映写技師2, 電気技師1, 受付2, 庶務1, 守衛1）。
 フィルムの修理と複写は外注による。
 保管条件 15°C, 50%RH
 フィルム以外の資料
 映画関連機器, ポスター, スチル写真,

シナリオ, 図書・雑誌・文献, 撮影セット
ト模型など

- 目録 1) 題名, 製作年, 製作国を記入した事務用カード。
- 2) 他に冊子体目録「東京国立近代美術館フィルムセンター映画目録」を刷成。日本劇映画(題名, 製作会社名, 製作年, 原作者名, 脚色者名, 監督名, 撮影者名), 外国劇映画(題名, 原題, 国籍, 製作年, 監督), 教育映画(題名, 製作会社名, 製作年, 監督名), 日本記録映画(教育映画に同じ), 外国記録映画(日本語題名, 国籍, 製作年, 監督名), アニメーション映画—日本(教育映画に同じ), 同一外国(外国記録映画に同じ), 美術映画—日本(教育映画に同じ), 美術映画—外国(外国記録映画に同じ), 返還記録文化映画(題名, 製作会社名, 備考), 劇映画題名索引が記入されている。

年間見学者数 約10万人(1973年)

映画の購入 運営委員会(関係団体10名, 学識経験者6名)の承認による。

購入予算 3,600万円/年。

VI. 英国のフィルム・アーカイブ

他の先進国におけるアーカイブの状況を知るために, 英国の British Film Institute 略称 BFI の極く概略を紹介する。

創立 1933年

補助金 国家補助 9億円(74年度)

組織 1. ナショナル・フィルム・アーカイブ. ネガ・フィルム, ポジ・フィルムの購入, 収集, 保存, 定期点検と修復に当り, 個人研究者のビューアーによる映写を行なう。

可燃性フィルム 12万巻

不燃性フィルム 4万巻

索引カード 25万枚

図書 2,400冊, 雑誌 225種, 撮影台本 4,000冊, スチル写真 100万枚, ポスター 3,000枚。

2. インフォメーション・サービス 映画に関する資料収集, 情報整理, 図書館。保管数は前出。

3. 学校教育

4. 出版部

季刊誌「サイト・アンド・サウンド」, 月刊誌「マンスリー・フィルム・プレチン」の他単行本も出版。

5. ナショナル・フィルム・シアター(NFS).

平均1日4番組の上映活動。ロンドン映画祭の主催。

6. BFI配給部

作品の非劇場上映権を取得して大学, シネクラブなどで上映。

7. 地方ブッキング・エージェンシー 配給会社

社所有の作品をリストアップし, 地方の映画組織へのブッキングの斡旋。

8. プロダクション・ボード

シナリオ審査により, 年に何人かの新人, 記録映画作家, 実験映画作家の作品を製作。

ナショナル・フィルム・アーカイブは, ロンドンの西北54kmのアストン・クリントンという人口数百人の村にある。耐火煉瓦と鉄の防火扉で仕切られた5m²程の小部屋(35mmフィルムで500巻収容)が118室(5棟)の可燃性フィルム保存庫と, 簡単に広大な構造の不燃性フィルム庫よりなっている。

収集されたフィルムは入念な物理的, 化学的検索が行なわれ, 所定の目録と, 事項, 地名, 人名などの索引が作成される。ただし, プリントが1本しかない場合には, 映写用のプリントが作られるまでは, 永久に保存されるのみである。(世界のフィルム・ライブラリー, 76年版22頁から)。

おわりに

本論では, 図書館界において比較的なじみのうすいフィルム・アーカイブについて, その性格, 任務, 施設, 図書館的業務および2館の簡単な実例を紹介した。

実は, 1975年秋, 思いがけなくもフィルム・アーカイブに関するユネスコの専門家会議に出席する機会を与えられた。もちろんその委員の認識不足によるものではあるけれども, 「日本にはまだフィルム・アーカイブができていない」という発言があり, ただちにそれを否定し, 取り消してもらった。

だが, たとえばその職員数において, ソ連の400名(うち技術者100名), 東ドイツの140名(うち技術者80名)に較べてわが11名は淋しい限りである。

収蔵フィルム数や目録・索引の充実ぶりから較べても遙かに及びもつかない。

かと言って、他の開発途上国の委員のように、ユネスコの援助で……、とはわが国力からして到底発言できるものではない。

ここにあって拙文を弄したのも、1つには日本の実情を理解していただきたかったからであるが、ユネスコの本格的な活動が開始されたときに、図書館学の分野で参画し、活躍できる分野が数多く残されているからでもある。

なお、本論以外に、著作権処理、索引法、上映サービスなど研究しなければならない多くの問題があり、御教示、御鞭撻をおねがいする次第である。

(注 1) E Cフィルム閲覧規定

1. 閲覧の目的は、原則として、大学またはそれに準ずる研究機関が行なう学術研究に限られる。
2. 閲覧希望者は、あらかじめ閲覧予定日の3日前までに電話または郵便で、当財団事務局あてに予約されたい。
3. 閲覧場所は、当財団の映写室に限られる。
4. 閲覧に際して、申込書〈当財団事務局備付〉の所定らんに記入し、別表による料金をそえて、当財団事務局に提出する。
5. 閲覧時間は午前10時より12時まで、午後は1時より4時まで。毎土、日曜日および12月30日より翌年1月5日まで、および国民祝日、メーデーは休業とする。
6. 事情により休業日以外にも、フィルムおよび設備の整備のため、閲覧を休止することがある。

(注 2) E Cフィルムの寄託

E Cに収録されたフィルムは、科学映画の専門誌“Research Film”にその内容が紹介されるので、全世界の大学の研究者や教育者によりいろいろな手段で有効に利用される。E Cは各国の研究者に、目的にかなったフィルムの製作と寄託を呼びかけている。

フィルムをE Cに収録するか、しないかはE C国際編集委員会が審議のうえ決定する。収録されたフィルムの寄託者は、E Cのメンバーとして後記の特権を受ける。

E Cフィルムの持つべき条件と特徴を述べると次の通りである。

- (1) E Cで決めているカテゴリーの1つを内容とし、学術的に厳密で、信頼し得るもの。

(2) そのテーマの分野で権威とみなされる研究者自身が行うか、あるいはその直接の指導のもとで作られたもの。

(3) テーマについて、1つの現象か、一貫した対象を取扱ったもの。

(4) E Cフィルムは、下記の特徴を持っていなければならない。

a. 肉眼では観察できないため、スローモーション、微速度撮影、マイクロ撮影、シュリーレン法などの特殊な撮影や、赤外線、紫外線、X線などの照射を必要とするもの。

b. 言語表現のみでは不十分なために他の現象と比較する必要のあるもの。

c. まれにしか起らない現象、研究者や学生が観察しにくい現象、または文明社会から急速に消え去ろうとしているもの。

(5) 同一分野の他の研究者の研究に寄与し得るもの。

(6) 大学レベルの教材として有効なもの。

(7) テーマに必須な同期実音を付したの以外、E Cフィルムはサイレントであるが、原則としてサイレントのものも含めて24コマ/秒で映写される。

(8) フィルムの寄託者は、製作の背景や、使用した特殊技術(例、拡大率、速度など)および、テーマ分野の参考文献を含む附属論文を添付する。

(9) フィルムの寄託者は、E C編集者G.ヴォルフ教授に、E C国際編集委員会審査用のプリントを送付する。

(10) フィルムの寄託者は、E Cフィルム版に関してのみ、場所の制限なしに、非商業用目的の使用権をE Cに寄託するが、その他の目的に、その作品を使用することはもちろん自由である。

技術面の注意

(1) フィルムは16mmか35mmのものを使用しなければならないが、白黒、カラーの別は問わない。高速度や微速度撮影による場合を除き、24コマ/秒で撮影すること。

(2) フィルム撮影の技術的水準は高いものでなければならない。(研究、教材にテーマが非常に重要でしかも撮影が困難な状況で行なわれたものについては、基準が考慮されるが、E Cフィルムの質を維持するための最少限度の技術が必要なことはいうまでもない。)

(3) 寄託者はE C本部に、つぎのうち適当なものを提出する。

- a. オリジナル・フィルム（白黒またはカラーのネガタイプ、あるいは反転オリジナル）
- b. 良質のカラー、マスター・ポジティブ
- c. カラー、インター・ネガティブ
- d. 良質の白黒マスター・ポジティブか、デュプリケートネガティブ

要するにプリント複製材料としてEC本部に送られるものは、オリジナルフィルムが望ましく、それが不可能な場合は、オリジナルから直接作られた良質のプリント複製材料であること。その材料が質的に妥当か否かは編集者が判断する。

- (4) 審査（省略）
- (5) 同期音を伴なうフィルムについては、受託された際、16 mm か 17.5 mm (35 mm フィルム半裁) のマグネティック・サウンド・フィルムに録音されたサウンド・トラックをプリント複製用材料と共に提出する。
- (6) 題名は寄託者と連絡のうえ、決定され、メインタイトルおよびエンドタイトルを含んだタイトル作製の作業はEC本部側が行なう。

- 1) 植村長三郎. 図書館学・書誌学辞典. 東京, 有隣堂, 1972. p. 398.
- 2) 世界大百科事典 19巻. 東京, 平凡社, 1967. p. 104.
- 3) 図書館ハンドブック. 東京, 日本図書館協会, 1963. p. 686—688.
- 4) 関 晶. 視聴覚ライブラリー（図書館の仕事シリーズ 21）東京, 日本図書館協会, 1966. 274 p.
- 5) エンサイクロペディア・シネマトグラフィカ日本アーカイブズ, EC. Index' 72. 東京, 下中記念財団 1972. p. 3—7,
- 6) Wolf, G. Encyclopaedia Cinematographica. Göttingen, Institut für den Wissenschaftlichen Film, 1974. p.
- 7) UNESCO. the General Conference Resolution 3. 422. 4—16.
- 8) フィルム・ライブラリー協議会. 世界のフィルム・ライブラリー '66年版〜'76年版. 東京, フィルム・ライブラリー協議会.
- 9) フィルムセンター専門調査会, 国立フィルムセンター設置について. 東京, 文化庁文化部文化普及課, 1968.
- 10) 今日出海他. 東京国立近代美術館フィルムセンター. 東京, 東京国立近代美術館フィルムセンター, 1970.
- 11) 岡田 晋. フランスの〈シネマテーク〉. 世界のフィルム・ライブラリー 1966年版. 東京, フィルム・ライブラリー助成協議会, 1966. p. 16.

- 12) Ledoux, Jacques, "Study of the establishment of national centres for cataloguing of films and television programmes," *Reports and papers on mass communication*, no. 40, Paris, UNESCO, p. 10—17.
- 13) Clearing House, Department of Mass Communication, UNESCO. "International rules for the cataloguing of educational, scientific and cultural films and filmstrips," *Reports and papers on mass communication*, no. 17, Paris, UNESCO, 1956, p. 25—33.
- 14) Ledoux, *op. cit.*, p. 12.
- 15) *Ibid.*, p. 13.
- 16) Staatlichen Filmarchiv der Deutschen Demokratischen Republik, Berlin, Staatlichen Filmarchiv der DDR, 1975. p. 68.

別表 1

ALBANIA

Filmarshivea Republikes Popullore tre Shqiperise

ARGENTINA

Cinemateca Argentina

AUSTRALIA

*National Library of Australia, Film Division

AUSTRIA

*Österreichisches Filmarchiv

*Österreichisches Filmmuseum

BELGIUM

*Cinémathèque Royale de Belgique

BRAZIL

Fundação Cinemateca Brasileira

Cinemateca do Museu de Arte Moderna

BULGARIA

*Bulgarska Nationala Filmoteka

CANADA

Canadian Film Archives

Cinémathèque Québécoise

Conservatoire d'Art Cinématographique

National Film Archives

Ontario Film Institute

CHILE

Cineteca Universitaria

COLOMBIA

Cinemateca Colombiana

CUBA

*Cinemateca de Cuba

CZECHOSLOVAKIA

*Czechoslovak Film Archive of the Czech and Slovak Film Institute

DENMARK

*Det Danske Filmmuseum

EGYPT

A1-Archive A1-Kawmy Lil-Film

FINLAND

*Suomen Elokuva-arkisto

FRANCE

Cinémathèque Française

*Cinémathèque de Toulouse

Service des Archives du Film

Comité de Fondation du Musée du Cinéma et de la Cinémathèque de Lyon

Cinémathèque Universitaire

GERMANY (East)

*Staatliches Filmarchiv der Deutschen Demokratischen Republik

GERMANY (West)

*Deutsche Kinemathek

*Deutsches Institut für Filmkunde

Arsenal Kino der Freunde der Deutschen Kinemathek e. V.

GREAT BRITAIN

*National Film Archive

Imperial War Museum

Barnes Museum of Cinematography

GREECE

Tainiothiki tis Ellados

HUNGARY

*Magyar Filmotudományi Intézetés Filmarchivum

INDIA

National Film Archive of India

IRAN

Filmkahneh Melli Iran

ISRAEL

*Archion Israeli Leseratim

ITALY

*Cineteca Nazionale

*Cineteca Italiana

*Museo Nazionale del Cinema

JAPAN

フィルム・ライブラリー協議会

国立近代美術館フィルム・センター

京都府立フィルム・ライブラリー

KOREA (North)

Fédération Coréene des Archives du Film

MEXICO

Cinemateca Mexicana

Departamento de Actividades Cinematograficas

NEDERLAND

*Stichting Nederlands Filmmuseum Ervede

NEW ZEALAND

National Film Library

NORWAY

*Norsk Filminstitutt

Hende-Onstadt Art Centre

PARAGUAY

Cinemateca Paraguaya

PERU

Cinemateca Peruana

POLAND

*Fimoteka Polska

PORTUGAL

*Cinemateca Nacional

ROMANIA

*Arhiva Natională de Filme

SOUTH AFRICA

Killarney Film Studios

South African Film Institute

SPAIN

*Filmoteca Nacional de Espana

Archivo Cinematográfico Internacional

SWEDEN

*Cinemateket

SWISS

*Cinémathèque Suisse

TURKEY

Türk Film Arşivi

URUGUAY

Cinemateca Uruguaya

UNITED STATES OF AMERICA

*American Film Institute

American Film Institute Library

*The Museum of Modern Art

George Eastman House

*University of California

Motion Picture Section/Library of Congress

(注) * は FIAF (International Federation of Film Archives) の会員